

国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託 仕様書

1. 件名

国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託

2. 履行場所

国分寺市が指定する場所

3. 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4. 事業概要

(1) 事業の目的

国分寺市（以下「市」という。）では、令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 2 次国分寺市健康増進計画」の「特定施策」（社会環境等を踏まえ、計画期間において重点的に取り組む施策）に「デジタル技術の活用」を位置づけている。

これを踏まえ、「国分寺市健康ポイントアプリ（以下「アプリ」という。）」を導入することで市民の健康に対する意識を高め、市民が主体的に健康に結びつく行動を起こす効果が期待される。アプリ導入により健康増進の実践につながる支援を行うことを目的とする。

(2) アプリの利用対象者

スマートフォンの使用が可能な者

(3) 想定する対象者

アプリをダウンロードする時点において、国分寺市に住民登録がある者を対象とする。対象年齢については、準備期間中に検討を行う。

(4) 実施スケジュール

(ア) 準備期間 契約締結時から令和 7 年 12 月末まで

(イ) 事業実施(ポイント付与期間) 令和 8 年 1 月から令和 10 年 3 月末まで

(5) 目標利用人数

初年度 900 人（対象者全体）

（65 歳以上の人口の 3 %程度）

以降も、年間で 900 人程度、利用者が増えることを見込んでいる。

5. 業務の概要（範囲）

(1) アプリの導入

App Store、Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

(2) アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な時期の見通しがたった後、市の判断により公開時期を決定する。アプリを公開するためのサーバはデータセンター（市の指示がない限りは、日本国内に設置されるものとする。）に設置し、24 時間、常時安定稼働するものとし、これに必要となる運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

(3) ポイント付与・管理・交換

健康行動に応じたポイントの付与、管理、およびデジタルギフトへの交換に関する一切の業務を行うこと。具体的には、歩数や指定イベントへの参加等に基づくポイント付与、ユーザーごとのポイント管理、デジタルギフトの交換システムの構築・運用等を含む。また、ポイントの有効期限設定や、付与・交換の履歴を適切に記録すること。ポイント付与方法については市と協議の上決定する。

(4) 利用者からの問い合わせへの対応体制の構築

アプリ利用者からの問い合わせに対応するための体制を構築し、運用すること。平日の 9 時から 17 時までは常時間問い合わせに対応できる体制を確保することを必要とする。サービス内の問い合わせフォームなどから、問い合わせには対応できるものとする。また、FAQ の作成・更新等必要な業務も含むものとする。必要に応じて、発注者と協議の上、運用時間や対応方法の調整を行うものとする。

(5) 効果検証の実施

事業効果や利用者の動向（例：アプリ使用前後での健康づくりへの意識の変化）を把握し、アプリ導入の効果検証を定期的に行うため、利用者にアンケート調査を行うこと。この場合において、調査内容、実施手段、実施時期について発注者に提案し、発注者と協議の上、決定するものとする。

(6) 分析・報告書

アプリを通して得られたアプリ活用者の健康行動（歩数等）の改善状況等を踏まえた分析報告書を作成する。具体的には、アプリ導入の効果検証を目的とした報告書を年 2 回以上作成すること。

(7) 説明会等の広報の実施

市民向け説明会は対面で年 1 回以上、開催方法や時期などの詳細は市と協議のうえ実施する。また、本事業を周知するチラシ、パンフレット等の作成および配布ならびに参加者の増加に向けたその他の広報を実施する。

(8) 打ち合わせの実施

契約締結後、仕様内容、作業スケジュール等の確認および、協議のため、発注者又は受注者が必要と認めるときは、協議の上、打ち合わせを実施する。この場合において、打ち合わせが終了したときは、速やかに記録を作成し、発注者に提出するものとする。

6. 導入要件

(1) アプリの対応 OS

iOS、Android の最新 OS 含む 2 世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続する OS バージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

(2) 運用・保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入する。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り市で行うことができる、適切なシステムを導入するものとする。

(3) サービス提供方式

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供することとし、市のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。
データセンター等の要件は「7. 機能等運営要件」を参照。

(4) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を市に提出し、承認を得ることとする。

(5) テスト要件

受託者は、アプリの本番導入までにテストを行い、市の承諾を得るものとする。受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。また、テスト環境は受託者が用意することとし、委託者が適宜テスト環境を確認できる等、協議の上進めるものとする。

(6) アプリの登録

受託者は、開発したアプリを、iOS は App Store、Android OS は Google Play から入手できるように、アカウント、ライセンス取得等の手続き、または手続きの支援を行うものとする。また、アプリは二次元コード等からもダウンロードすることができるものとする。

(7) その他

業務で提供するアプリにおいて、市の許諾を得ていない広告は掲載してはならない。

7. 機能等運営要件

以下のとおりとする。

項目			要件
共通 事項	サービス 提供環境	機器 環境	利用者の操作機器環境については、スマートフォンでの利用を可能とすること。 スマートフォンについては、iOS、Android の最新 OS 含む 2 世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。 管理者機能については、Chrome、Edge、Safari、Firefox の各ブラウザの最新版に対応できるようにすること。 各端末でのアップデートに対応し、必要な措置を講ずること。

		ネットワーク環境	サービスを提供するネットワークについては、以下の要件を満たすこと。 利用者側環境：インターネットで接続できること。 管理者側環境：LGWAN 系またはインターネット系（市が指定するネットワーク）で動作すること。
		データ管理	データ管理環境について以下の要件を満たすものとし、データセキュリティ面で問題ない環境とすること。 アプリについて：サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。 （その他） 情報資産は発注者が指示しない限り日本国内に保管されること。 運用系の情報資産は全て日本国内に保管されること。 データのバックアップに関しては、以下の要件を満たすものとし、データセキュリティ面で問題ないことを示すこと。 バックアップについては、クラウドサービス上で行うこと。 スマートフォンの端末故障時や機種変更時のデータ引継ぎに配慮がされているものとする。
		サービス提供時間	サービス提供については、原則として 24 時間 365 日利用可能とする。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
	ライセンス数	利用者側ライセンス	利用者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数については制限を設けないものとする。
		管理者側ライセンス	管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、複数確保するものとする。
	情報セキュリティ	認証資格	情報セキュリティに関する第三者による認証を取得していること。認証の種別は問わない。
		データセンター	データセンターについては、次の要件を満たすこと。 ・火災や地震、停電等への対策がされていること ・24 時間 365 日の有人監視体制で管理されていること ・データセンターの物理的所在地は日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
		個人情報・情報セキュリティの遵守	個人情報保護法及び市の関連基準等を遵守すること。
		アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。

	不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。 システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。
	その他セキュリティ対策	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し発注者に提供すること。
	保有データの消去等	利用者がアカウント登録抹消の手続きを行った場合には、速やかにシステムから削除すること。 サービスを終了又はサービス利用契約終了後は、保有データの提供のち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にするとともに、そのエビデンスを提出すること。
	オプトアウト対応	利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を削除できる機能を有すること。
利用規約等	利用規約への同意	サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。また、利用規約について管理者から編集(変更)の依頼があった場合は事業者が、利用規約を変更することができること。
	自動取得情報への同意	機器の個体番号や GPS 位置情報等、利用者がサービスを利用した場合に自動的に取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意をとることができること。（利用規約の確認に含む場合は不要）
	プライバシーポリシー	プライバシーポリシーを表示すること。
問合せ機能	—	サービス内の問い合わせフォームなどから、問い合わせを行うことができること。
障害対応	—	アプリの正常かつ安定的な運用のため、サポート体制を確保し、障害発生時には迅速に必要な支援ができること。
統計機能	—	サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計し、確認できること。最低限必要なデータは、アプリ利用登録者数、アプリアクティブ利用者数とする。
関係法令等への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に関係する関係法令等を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。見直し等の実施時には、速やかに市に報告するものとする。
著作権	—	第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

資格 管理	利用者側 アカウント管理	管理情報	利用者は、以下の情報を登録し利用登録を行えること。 ・氏名・性別・住所・生年月日
		アカウント情報の修正・停止（廃止）	利用者自身がアプリ上でアカウント情報の修正・停止（廃止）依頼を行うことができること。 利用者又は管理者から依頼があった場合は事業者が、利用者のアカウント情報を確認・停止（廃止）、削除ができること。
アプリ 機能要件	基本項目	UI/UX の改善等	アプリレビューなどの情報を基に必要なに応じて利用者の操作性・利便性を高めるアップデートを実施すること。なお、費用については受託者にて負担すること。
	ヘルスデータに関する記録	身体に係る基礎的データの記録	以下の各種基礎データを日々記録することができること。これらに加えて、他の項目の記録ができる機能の搭載については排除しない。 身長、体重、BMI（自動計算）
	運動に関する機能	歩数管理機能	歩数目標を設定することができること。または自動設定されること。 歩数データを収集し、アプリ内で記録することができること。 目標達成状況を確認することができること。 歩数データから計算した移動距離や消費エネルギーなどを表示することができること。
		その他の運動記録	収集する歩数データ以外に運動した内容を記録することが出来る。
	ポイント付与・管理	徒歩による付与	歩数データに応じ、市が指定したポイント数を付与することができること。
		イベントへの参加による付与	指定するイベントへの参加に対し、イベントごとにポイント数を設定することができ、ポイントを付与することができること。 ポイントが付与されるイベント情報（開催期間、開催場所、ポイント数、対象者など）をアプリ内でわかりやすく表示することができること。
		その他のポイント付与	健康に関する取り組みについて、自己申告を行うことで設定したポイントを付与することができること。 アプリ内で実施するアンケート等への回答者へポイントが付与できること。 その他、自治体が指定する内容について、柔軟にポイント付与の項目が設定できること。
		保有ポイントについて	保有するポイント数、獲得・利用履歴をアプリ内で確認できること。 また、ポイントに有効期限を持たせることが可能であること。
	ポイントの交換・活用	ポイントの交換・活用方法	アプリ内で獲得したポイントを使用して、利用者がアプリ上でデジタルギフトの景品に応募、または交換ができること。
	通知	通知配信	自治体から、イベント情報などのお知らせをプッシュ通知により配信することができること。 プッシュ通知の配信日時を予約設定することができること。

			利用サービスや利用者の属性により受信者を限定してプッシュ通知ができること。 アプリの利用状況や歩数等の活動状況や、個人の属性情報等に応じ、活動促進につながる通知を送ることができること。
	アンケート機能	アンケート回答	アプリ内にアンケートフォームを設置し、利用者が容易に回答できる機能を有すること。
		アンケート集計	アンケート結果を集計し、CSV 等でダウンロードできること。
管理機能	基本項目	管理画面	アプリで登録・収集されたデータの閲覧や、アプリの設定等を行うことが可能な、管理画面（管理システム）を有すること。
		管理システム利用環境	管理者システムは、ブラウザ環境から利用可能で、専用ソフトのインストールが不要であること。
		アプリ利用者の統計データ	アプリ利用者の統計データを確認・抽出することができること。利用者の利用状況を確認し、CSV 等でダウンロードできること。

8. 業務報告書

(1) 契約時

本システムの受託者は、契約後、速やかに下記に示す図書を提出し、本市の承認を得るものとする。

◆業務実施計画書（作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制、連絡網等を含む）

(2) アプリ導入業務

(ア) システム

アプリが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

(イ) 随意提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は受託者との協議による。本システム受託者は、随時、書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

◆各作業工程の計画・成果を示すドキュメント

(ウ) 導入開始時提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は受託者との協議による。本システム受託者は、随時、書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

◆導入業務完了届

◆システム操作マニュアル（管理ツール操作者用）

紙：20 部程度、電子データ

◆チラシ等のツール（印刷済み、本市のキャラクター等を配置したもの）

紙：ポスター 3 年通算で 200 部

チラシ（利用者の操作ガイドにあたる内容を含む）：各年度 2,000 部、電子データ。

(3) 納入先

国分寺市健康部健康推進課（国分寺市泉町二丁目2番18号）

9. 支払い方法

- (1) 委託料については、年度末に一括で支払うものとする。
- (2) 初年度については、初期導入費用及び令和8年1月から3月までのアプリ利用料等を含むものとする。

10. 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、市担当職員と常に密接な連絡をとり、双方協議のうえ、業務方針及び条件等の疑義を正すとともに、市の意向に沿った提案・助言等を行うものとする。
- (2) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行するものとする。
- (3) 提案書に記載された管理責任者、業務担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。
- (4) 市は、受託者の担当者が業務の遂行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができる。この請求に対し、受託者は、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を市に通知しなければならない。
- (5) 受託者は、工程完了後、市に年度毎に業務委託完了届を提出し、市の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。
- (6) 本業務における成果品の納入場所は、国分寺市健康部健康推進課とする。また、成果品の納入日については、別途協議し決定するものとする。
- (7) 本件に係る費用の支払いについては、各年度の履行完了後、年度ごとに行うものとする。
- (8) 受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (9) 説明会や提案等に係る資料については、受託者が作成するものとする。
- (10) 業務遂行上不明な点については、市に報告し、その指示に従うものとする。
- (11) 本業務により作成された成果物（アプリを除く）、著作権等の権利は、全て市に帰属し、市が自由に編集の上、公表できるものとする。また、受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。加えて、第三者の知的財産権その他の権利は侵害してはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (12) 本業務の遂行のために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。また、本業務の履行にあたっては、関係法令等を確認・遵守するものとする。
- (13) 本仕様書に明記されていない事項については、双方協議の上解決するものとする。

11. その他

東京都のとうきょう健康応援事業については、市も参画する予定である。ただし、本プロポーザル公募開始時点でシステム間の連携等については想定していない。

12. 担当

国分寺市 健康部 健康推進課 健康推進係

電話 042-312-8626